

○許可後、下記事項に該当した場合には、すみやかに主たる営業所を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に届出が必要です。

- ・ 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
- ・ 主たる営業所の名称又は所在地を変更したとき
- ・ 主たる営業所以外の営業所の名称又は所在地を変更したとき
- ・ 営業所を新設又は廃止したとき
- ・ 社内取扱規定を変更したとき
- ・ 管理責任者を変更したとき
- ・ 法人を合併したとき
- ・ 業を廃止したとき
- ・ 特定整備を業とする者にあつては、法93条の認証の取り消しを受けたとき

回送運行許可に係る変更等届出書（第23号様式）

○回送運行許可事業者は以下の帳簿等を備え付けなければいけません。

- ・ 管理責任者等名簿、確認者名簿（第15号様式）
- ・ 回送運行許可番号標台帳（第15様式の2）
- ・ 回送運行許可証等使用簿（第19号様式）
- ・ 回送業務従事運転者台帳（陸送を業とする者のみ）
- ・ 研修等実施記録簿
- ・ 社内取扱規定

○回送運行許可証や回送運行許可番号標を紛失したあるいは盗難された場合は、速やかに警察署長に届出するとともに、主たる営業所を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に届出しなければいけません。

回送運行許可証・番号標の紛失・盗難届（第20号様式）

○引き続き許可を受けようとする者にあつては、現に受けている許可の有効期間の満了する2ヶ月前までに「回送運行許可申請書」を提出していただく必要があります。

○回送運行の許可を受けた事業者は、前年度末の状況を毎年5月31日までに営業所の事業の種類ごとに営業所を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に必ず報告しなければいけません。提出がない場合は行政処分等の対象となります。

回送運行実績報告書（第31号様式）